

## 【シンガポール】WIPO 仲裁調停センターにおける調停費用の減額について

2019年8月26日  
ジェトロ・バンコク事務所

シンガポール知的財産庁は、シンガポール国内での著作権紛争の解決を促進するため、WIPO 仲裁調停センターが、2019年8月7日から調停費用を以下のとおりに減額することを発表した。

	現行の金額	減額後の金額
調停管理 費用	調停金額US\$250,000以下:US\$250 調停金額US\$250,000超:調停金額の0.1% (上限US\$10,000)	S\$50(一当事者当たり)
調停人 費用	調停金額US\$250,000以下:US\$2,500 / 10時間 調停金額US\$250,000超:US\$300 ~ 600 / 時間	S\$500 / 4時間(一当事者当たり。4時間 を超えた場合はS\$200 / 時間)

なお、既にシンガポール知的財産庁での紛争解決手続きが係属している場合でも、WIPO 仲裁調停センターを調停機関として選択することで減額後の金額が適用される。

URL 等

<https://www.ipos.gov.sg/media-events/press-releases/ViewDetails/singapore-and-wipo-center-collaborate-to-reduce-copyright-dispute-mediation-costs-for-creative-community>

本内容は、日本貿易振興機構が2019年8月現在TMI Associates (Singapore) LLPより入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。